

令和6年度予算議案

徳島市

①

目 次

議案第 1 号	令和6年度徳島市一般会計予算	1 ページ
議案第 2 号	令和6年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	15 //
議案第 3 号	令和6年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	23 //
議案第 4 号	令和6年度徳島市奨学事業特別会計予算	29 //
議案第 5 号	令和6年度徳島市土地取得事業特別会計予算	35 //
議案第 6 号	令和6年度徳島市介護保険事業特別会計予算	41 //
議案第 7 号	令和6年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	49 //
議案第 8 号	令和6年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	55 //
議案第 9 号	令和6年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	61 //
議案第 10 号	令和6年度徳島市商業観光施設事業会計予算	65 //
議案第 11 号	令和6年度徳島市水道事業会計予算	71 //
議案第 12 号	令和6年度徳島市公共下水道事業会計予算	77 //
議案第 13 号	令和6年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	83 //
議案第 14 号	令和6年度徳島市市民病院事業会計予算	87 //

令和 6 年 度 徳 島 市 一 般 会 計 予 算

令和6年度徳島市一般会計予算

令和6年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,770,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		41,112,998
	1 市 民 税	18,052,933
	2 固 定 資 産 税	17,674,665
	3 軽 自 動 車 税	855,334
	4 た ば こ 税	1,780,670
	5 都 市 計 画 税	2,749,396
2 地 方 譲 与 税		682,543
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	149,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	482,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	50,733
	4 特 別 と ん 譲 与 税	810
3 利 子 割 交 付 金		22,800
	1 利 子 割 交 付 金	22,800
4 配 当 割 交 付 金		357,100
	1 配 当 割 交 付 金	357,100
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		415,600
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	415,600

款	項	金 額
6 法人事業税交付金		698,900
	1 法人事業税交付金	698,900
7 地方消費税交付金		6,377,000
	1 地方消費税交付金	6,377,000
8 ゴルフ場利用税交付金		27,500
	1 ゴルフ場利用税交付金	27,500
9 環境性能割交付金		62,100
	1 環境性能割交付金	62,100
10 地方特例交付金		1,267,100
	1 地方特例交付金	185,600
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	13,700
	3 定額減税減収補填特例交付金	1,067,800
11 地方交付税		12,377,000
	1 地方交付税	12,377,000
12 交通安全対策特別交付金		49,000
	1 交通安全対策特別交付金	49,000
13 分担金及び負担金		377,107
	1 負担金	377,107
14 使用料及び手数料		1,450,344

款	項	金 額
	1 使 用 料	940,362
	2 手 数 料	509,982
15 国 庫 支 出 金		23,578,546
	1 国 庫 負 担 金	19,892,617
	2 国 庫 補 助 金	3,628,490
	3 国 庫 委 託 金	57,439
16 県 支 出 金		9,148,017
	1 県 負 担 金	6,512,944
	2 県 補 助 金	2,188,751
	3 県 委 託 金	446,322
17 財 産 収 入		106,964
	1 財 産 運 用 収 入	75,316
	2 財 産 売 払 収 入	31,648
18 寄 附 金		829,265
	1 寄 附 金	829,265
19 繰 入 金		1,703,135
	1 基 金 繰 入 金	1,691,394
	2 特 別 会 計 繰 入 金	11,741
20 諸 収 入		1,605,981
	1 延 滞 金	31,000

款	項	金額
	2 預 金 利 子	600
	3 貸 付 金 元 利 収 入	769,285
	4 受 託 事 業 収 入	63,000
	5 雜 入	742,096
21 市 債		9,521,000
	1 市 債	9,521,000
歲 入	合 計	111,770,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		539,602
	1 議 会 費	539,602
2 総 務 費		10,867,812
	1 総 務 管 理 費	8,511,606
	2 徴 税 費	1,389,446
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	712,930
	4 選 挙 費	110,618
	5 統 計 調 査 費	63,986
	6 監 査 委 員 費	79,226
3 民 生 費		54,068,565
	1 社 会 福 祉 費	24,530,882
	2 児 童 福 祉 費	18,767,203
	3 生 活 保 護 費	10,770,156
	4 災 害 救 助 費	324
4 衛 生 費		11,004,669
	1 保 健 衛 生 費	5,593,473
	2 清 掃 費	5,411,196

款	項	金額
5 労働費		57,307
	1 労働諸費	57,307
6 農林水産業費		1,036,967
	1 農林水産業費	482,515
	2 農地費	554,452
7 商工費		1,597,973
	1 商工費	1,597,973
8 土木費		10,469,613
	1 土木管理費	172,814
	2 道路橋りょう費	1,992,900
	3 河川及び排水施設費	993,454
	4 港湾費	2,785
	5 都市計画費	6,471,225
	6 住宅費	836,435
9 消防費		3,454,274
	1 消防費	3,454,274
10 教育費		9,853,043
	1 教育総務費	1,059,148
	2 小學校費	1,879,802

款	項	金額
	3 中 学 校 費	1,950,122
	4 高 等 学 校 費	877,486
	5 幼 稚 園 費	1,019,946
	6 学 校 給 食 費	1,387,770
	7 社 会 教 育 費	1,222,773
	8 保 健 体 育 費	455,996
11 災 害 復 旧 費		30,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	23,000
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
12 公 債 費		8,740,175
	1 公 債 費	8,740,175
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	111,770,000

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	学校施設長寿命化改修事業	1,002,858

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
文書管理システム整備事業	令和6年度から令和12年度まで	193,456
庁舎災害対応機能強化事業	令和7年度	28,694
申請書作成支援システム整備事業	令和7年度及び令和8年度	792
選挙人名簿管理システム整備事業	令和7年度から令和12年度まで	71,551
避難行動要支援者システム整備事業	令和6年度から令和12年度まで	40,872
国民年金システム整備事業	令和7年度から令和12年度まで	57,413
子ども・子育て支援システム整備事業	令和7年度から令和12年度まで	131,239
児童扶養手当システム整備事業	令和7年度から令和12年度まで	69,959
児童手当システム整備事業	令和7年度から令和12年度まで	87,046
健康管理システム整備事業	令和7年度から令和12年度まで	136,954
漁業近代化資金利子補給	令和7年度から令和12年度まで	950
企業誘致・雇用拡大等推進事業	令和6年度から令和14年度まで	54,000
徳島外環状道路周辺対策事業	令和7年度	164,500
四国横断自動車道周辺対策事業	令和7年度	81,500
市営住宅管理システム整備事業	令和6年度から令和12年度まで	103,672
高機能消防指令センター整備事業	令和6年度から令和19年度まで	2,239,373
県総合情報通信ネットワークシステム衛星系整備事業	令和6年度及び令和7年度	20,000

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業	1,600,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、令和37年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
コミュニティセンター整備事業	31,000			
文化施設整備事業	20,100			
生涯福祉センター整備事業	51,700			
児童館整備事業	25,100			
保育所整備事業	23,400			
教育・保育施設等整備費補助事業	67,700			
認定こども園整備事業	411,900			
母子保健ルーム整備事業	3,500			
夜間休日急病診療所整備事業	12,800			
歯科休日救急診療所整備事業	3,400			
水道事業会計出資	98,500			
清掃運搬施設整備事業	7,900			
廃棄物処理施設整備事業	783,900			
一般廃棄物中間処理施設整備推進事業	4,000			
し尿処理施設整備事業	167,900			
農林業振興事業	4,500			
農地施設整備事業	234,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設整備事業	3,300			
道路橋りょう整備事業	1,169,300			
河川事業	78,400			
急傾斜地崩壊対策事業	5,200			
排水施設整備事業	1,548,300			
都市計画事業	738,600			
公営住宅建設事業	262,900			
消防施設整備事業	292,500			
防災施設整備事業	386,500			
小学校施設整備事業	347,500			
中学校施設整備事業	682,600			
学校給食施設整備事業	17,100			
社会教育施設整備事業	25,200			
動物園施設整備事業	22,100			
社会体育施設整備事業	41,200			
災害復旧事業	27,500			
臨時財政対策	321,000			

令和6年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,020,256 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		3,573,256
	1 国民健康保険料	3,573,256
2 使用料及び手数料		1,345
	1 手 数 料	1,345
3 国庫支出金		10,809
	1 国庫補助金	10,809
4 県支出金		17,220,276
	1 県補助金	17,220,276
5 財産収入		1,323
	1 財産運用収入	1,323
6 繰入 金		3,140,719
	1 一般会計繰入金	2,790,719
	2 基金繰入金	350,000
7 諸 収 入		33,756
	1 延滞金・加算金及び過料	391
	2 雑 入	33,365
8 繰越 金		38,772

款	項	金 額
	1 繰 越 金	38,772
歳 入	合 計	24,020,256

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		733,087
	1 総 務 管 理 費	733,087
2 保 険 給 付 費		16,979,733
	1 保 険 給 付 費	16,979,733
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		6,012,885
	1 医 療 給 付 費 分	4,204,496
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,350,311
	3 介 護 納 付 金 分	458,078
4 保 健 事 業 費		246,403
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	164,797
	2 保 健 事 業 費	81,606
5 基 金 積 立 金		1,323
	1 基 金 積 立 金	1,323
6 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
7 諸 支 出 金		35,825
	1 諸 支 出 金	35,825

款	項	金 額
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歲 出	合 計	24,020,256

令和6年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

令和6年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

令和6年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ215,209千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業収入		141
	1 諸収入	141
2 県支出金		10,000
	1 県補助金	10,000
3 繰入金		114,468
	1 一般会計繰入金	114,468
4 市債		90,600
	1 市債	90,600
歳入	合 計	215,209

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		214,909
	1 事 業 費	183,932
	2 公 債 費	30,977
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		215,209

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
と畜場整備事業	90,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、令和37年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。 市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和6年度徳島市奨学事業特別会計予算

令和6年度徳島市奨学事業特別会計予算

令和6年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		10,876
	1 奨 学 事 業 収 入	10,876
2 繰 越 金		12,029
	1 繰 越 金	12,029
歳 入	合 計	22,905

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		11,163
	1 貸 付 事 業 費	11,163
2 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
3 諸 支 出 金		11,741
	1 繰 出 金	11,741
歳 出	合 計	22,905

令和 6 年度徳島市土地取得事業特別会計予算

令和6年度徳島市土地取得事業特別会計予算

令和6年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ492,864千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 収 入		488,377
	1 貸 付 金 元 利 収 入	488,377
2 諸 収 入		4,487
	1 諸 収 入	4,487
歳 入 合 計		492,864

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		488,377
	1 貸付金	487,889
	2 公債費	488
2 諸支出金		4,487
	1 諸支出金	4,487
歳 出 合 計		492,864

令和6年度徳島市介護保険事業特別会計予算

令和6年度徳島市介護保険事業特別会計予算

令和6年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,304,606千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		5,336,072
	1 介 護 保 険 料	5,336,072
2 使 用 料 及 び 手 数 料		181
	1 手 数 料	181
3 国 庫 支 出 金		6,548,562
	1 国 庫 負 担 金	4,724,874
	2 国 庫 補 助 金	1,823,688
4 支 払 基 金 交 付 金		7,115,138
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,115,138
5 県 支 出 金		3,746,426
	1 県 負 担 金	3,610,130
	2 県 補 助 金	136,296
6 財 産 収 入		2,094
	1 財 産 運 用 収 入	2,094
7 繰 入 金		4,556,033
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,389,876
	2 基 金 繰 入 金	166,157

款	項	金額
8 諸 収 入		100
	1 延滞金・加算金及び過料	100
歳 入	合 計	27,304,606

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		677,896
	1 総 務 管 理 費	677,896
2 保 險 給 付 費		25,646,167
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	25,646,167
3 地 域 支 援 事 業 費		956,052
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	706,584
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	249,468
4 基 金 積 立 金		2,094
	1 基 金 積 立 金	2,094
5 公 債 費		2,000
	1 公 債 費	2,000
6 諸 支 出 金		10,397
	1 諸 支 出 金	10,397
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	27,304,606

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
封 入 封 緘 業 務 委 託 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	83,361

令和6年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,599,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,461,093
	1 後期高齢者医療保険料	3,461,093
2 使用料及び手数料		133
	1 手 数 料	133
3 繰 入 金		1,121,435
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,121,435
4 諸 収 入		16,393
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,932
	2 雑 入	9,461
歳 入 合 計		4,599,054

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		134,475
	1 総 務 管 理 費	127,252
	2 徴 収 費	7,223
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		4,447,647
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	4,447,647
3 諸 支 出 金		6,932
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,932
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		4,599,054

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
封入封緘業務委託事業	令和7年度から令和9年度まで	1,440
後期高齢者医療システム整備事業	令和7年度から令和12年度まで	172,531

令和6年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

令和 6 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

令和 6 年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6, 9 8 2, 5 9 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 3 月 4 日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 振替収入		16,982,592
	1 振替収入	16,982,592
歳入	合計	16,982,592

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		16,982,592
	1 給 与 等 支 払 費	16,982,592
歳 出	合 計	16,982,592

令和6年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

令和6年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取	扱	量	
ア	水	産	物
			22,000トン
イ	青	果	物
			65,000トン
(2) 主要な建設改良事業			
	水産冷蔵庫棟冷凍機改修工事		58,586千円
	電力量計取替工事		23,012千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	市場事業	収益	622,304千円
第1項	営業	収益	465,441千円
第2項	営業外	収益	156,863千円
		支	出
第1款	市場事業	費用	633,520千円
第1項	営業	費用	621,402千円
第2項	営業外	費用	11,118千円
第3項	予備	費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額108,284千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,336千円及び過年度分損益勘定留保資金99,948千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	16,583千円
第1項 出 資 金	16,583千円
支 出	
第1款 資本的支出	124,867千円
第1項 建設改良費	91,701千円
第2項 企業債償還金	33,166千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費117,449千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、141,235千円である。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和6年度徳島市商業観光施設事業会計予算

令和6年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	60,508器
イ 年間総利用人数	178,334人
ウ 一日平均利用人数	489人
エ 主要な建設改良事業	
眉山ロープウェイ搬器整備事業	229,900千円

2 駐車場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐車台数	133台
イ 年間駐車台数	69,715台
(ア) 普通駐車	49,275台
(イ) 全日定期駐車	7,300台
(ウ) 夜間定期駐車	4,015台
(エ) 昼間定期駐車	9,125台
ウ 一日平均駐車台数	191台
(ア) 普通駐車	135台
(イ) 全日定期駐車	20台

(ウ) 夜間定期駐車	11台
(エ) 昼間定期駐車	25台
(2) 紺屋町地下駐車場	
ア 駐車台数	287台
イ 年間駐車台数	101,105台
(ア) 普通駐車	59,860台
(イ) 全日定期駐車	17,885台
(ウ) 夜間定期駐車	3,285台
(エ) 昼間定期駐車	20,075台
ウ 一日平均駐車台数	277台
(ア) 普通駐車	164台
(イ) 全日定期駐車	49台
(ウ) 夜間定期駐車	9台
(エ) 昼間定期駐車	55台
(3) 徳島駅前西地下駐車場	
ア 駐車台数	154台
イ 年間駐車台数	217,621台
(ア) 普通駐車	208,496台
(イ) 泊駐車	7,300台
(ウ) 夜間定期駐車	1,825台
ウ 一日平均駐車台数	596台
(ア) 普通駐車	571台
(イ) 泊駐車	20台
(ウ) 夜間定期駐車	5台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 商業観光施設事業収益 125,499千円

第1項	索道営業収益	5,199千円
第2項	駐車場営業収益	101,951千円
第3項	営業外収益	18,349千円

支 出

第1款	商業観光施設事業費用	205,371千円
第1項	索道営業費用	77,631千円
第2項	駐車場営業費用	125,601千円
第3項	営業外費用	1,139千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資本的収入	229,900千円
第1項	企業債	229,900千円

支 出

第1款	資本的支出	229,900千円
第1項	建設改良費	229,900千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
眉山ロープウェイ搬器整備事業	229,900千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め10年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和6年度徳島市水道事業会計予算

令和6年度徳島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	130,987戸
(2) 年間総配水量	29,527,000m ³
(3) 一日平均配水量	80,896m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	682,912千円
配水施設事業	1,877,550千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	5,167,652千円
第1項	営業収益	4,603,135千円
第2項	営業外収益	557,188千円
第3項	特別利益	7,329千円
支 出		
第1款	水道事業費用	5,197,531千円
第1項	営業費用	4,809,942千円
第2項	営業外費用	363,459千円
第3項	特別損失	4,130千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,314,197千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額205,578千円、当年度分損益勘定留保資金1,470,364千円及び減債積立金638,255千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	1,779,112千円
第1項	企業債	1,202,100千円
第2項	工事負担金	189,224千円
第3項	加入金	146,696千円
第4項	負担金	21,791千円
第5項	県補助金	80,740千円
第6項	他会計補助金	38,413千円
第7項	固定資産売却代金	1,648千円
第8項	他会計出資金	98,500千円
		支 出
第1款	資本的支出	4,093,309千円
第1項	建設改良費	2,711,641千円
第2項	企業債償還金	1,377,072千円
第3項	県補助金返還金	4,596千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財務会計等処理支援業務	令和6年度から令和10年度まで	30,085千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水施設改良事業	500,600千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。 財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
配水管整備事業	701,500千円			

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,181,419千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、52,768千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取 得 す る 資 産	機械器具	沈砂池流入電動弁	一 式
	工具器具及び備品	給水装置工事申込管理システム	一 式

令和6年3月4日提出

徳 島 市 長 内 藤 佐 和 子

令和6年度徳島市公共下水道事業会計予算

令和6年度徳島市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	47,663戸
(2) 年間総処理水量	25,797,200m ³
(3) 一日平均処理水量	70,677m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道施設整備事業	2,478,084千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入		
第1款	下水道事業	収益	4,853,189千円	
第1項	営業	収益	3,264,397千円	
第2項	営業外	収益	1,588,692千円	
第3項	特別	利益	100千円	
	支	出		
第1款	下水道事業	費用	4,695,929千円	
第1項	営業	費用	4,313,273千円	
第2項	営業外	費用	372,256千円	
第3項	特別	損失	400千円	
第4項	予	備	費用	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,453,159千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額155,136千円、過年度分損益勘定留保資金624,644千円及び当年度分損益勘定留保資金673,379千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	3,264,596千円
第1項	企 業 債	2,543,900千円
第2項	負 担 金	54,313千円
第3項	補 助 金	609,500千円
第4項	他 会 計 出 資 金	56,883千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	4,717,755千円
第1項	建 設 改 良 費	2,498,055千円
第2項	企 業 債 償 還 金	2,219,700千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
北部浄化センター汚水ポンプ設備改築事業	令和6年度及び令和7年度	140,000千円
丈六団地污水处理場耐水化対策事業	令和6年度から令和8年度まで	35,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道建設事業	2,543,900千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 職員給与費748,629千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、383,628千円である。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和 6 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

令和6年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	4,745両(一日平均13両)
(2) 年間運転キロメートル数	473,011キロメートル
(3) 年間総輸送人員	1,242,387人
(4) 一日平均輸送人員	3,404人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	旅客自動車運送事業収益	520,410千円
第1項	営業収益	221,309千円
第2項	営業外収益	299,101千円
支 出		
第1款	旅客自動車運送事業費用	541,013千円
第1項	営業費用	528,734千円
第2項	営業外費用	11,279千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,002千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額156千円及び過年度分損益勘定留保資金4,846千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	1 8 0 千円
第1項	補 助 金	1 8 0 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	5, 1 8 2 千円
第1項	建 設 改 良 費	1, 7 1 6 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	3, 4 6 6 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 4 1 1, 0 6 3 千円 |
| (2) 交 際 費 | 3 0 0 千円 |

(他会計からの補助金)

第7条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、281,063千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和6年度徳島市市民病院事業会計予算

令和6年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	307床
(2) 年 間 患 者 数	
ア 入院患者数	93,075人
イ 外来患者数	104,247人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	255人
イ 外来患者数	429人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	330,188千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	11,603,575千円
第1項	医業収益	10,271,899千円
第2項	医業外収益	1,326,676千円
第3項	特別利益	5,000千円

支 出		
第1款	病院事業費用	11,790,353千円
第1項	医療費用	11,404,776千円
第2項	医療外費用	355,577千円
第3項	特別損失	25,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額350,330千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,006千円及び過年度分損益勘定留保資金349,324千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	900,172千円
第1項	企業債	330,100千円
第2項	負担金	570,072千円

支 出		
第1款	資本的支出	1,250,502千円
第1項	建設改良費	332,688千円
第2項	企業債償還金	917,814千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給食業務委託	令和7年度から令和9年度まで	678,000千円
医療事務業務委託	令和7年度から令和9年度まで	707,000千円
リネン・ベッド管理業務委託	令和7年度から令和9年度まで	140,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械器具等整備事業	330,100千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 5,741,790千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、316,647千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,621,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機械器具備品	臨床検査情報処理システム	一式
	医療機械器具備品	高精細内視鏡手術システム	一式
	医療機械器具備品	生化学自動分析装置	一式

令和6年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

